

令和5年4月1日
からスタート!

スマホで町税・使用料等が支払えるようになります

対象税目・使用料等はこちらです。

- ・道・町民税
- ・国民健康保険税
- ・保育料
- ・町営住宅使用料
- ・ふるさと定住促進住宅使用料
- ・固定資産税
- ・介護保険料
- ・保育所給食費
- ・町営住宅駐車場使用料
- ・軽自動車税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・上下水道料

利用可能なスマホアプリ
はこちらです。

- ・PayPay 請求書払い
- ・LINE Pay 請求書支払い
- ・支払秘書
- ・J-Coin 請求書払い
- ・d払い請求書払い
- ・au PAY (請求書支払い)



ここが便利!!

- ・24時間365日、利用可能です!
- ・スマホが通じるところであれば、どこにいても支払いが可能です!

ここは注意!!

- ・領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、役場、金融機関、コンビニ等の窓口でお支払い下さい。

- ・CSV等収納用バーコードが印刷されていても、利用期限が過ぎているもの、読み取りができないもの、金額が訂正されたものはコンビニエンスストア等・スマホアプリではお取り扱いできません。
- ・CSV等収納用バーコード表示がない納入済通知書(納付金額が30万円を超える場合等)はコンビニエンスストア等・スマホアプリではお支払いできません。
- ・コンビニエンスストア等の店頭では、スマホアプリでのお支払いはできません。

🗺️ 役場税務課 納税グループ ☎ 01456-2-6184

マイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか?



「マイナンバーカードの申請はしたのに、まだ受け取っていない」という方はいませんか?

あなたのマイナンバーカードを町でお預かりしたままかもしれません。はがきを紛失した場合や、はがきに記載してある受取期限を過ぎている場合も、マイナンバーカードは保管していますので受け取ることができます。

ぜひ、受け取りにお越しください。受け取りの際に、マイナポイント申込等のお手続きもあわせてどうぞ!

※マイナンバーカードの受け取りに来庁される前に役場住民生活課(☎01456-2-6182)までお問い合わせください

🗺️ 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182

マイナンバーカード用電子証明書の発行等業務を停止します

5月1日(月)、2日(火)はシステムメンテナンスに伴いマイナンバーカードの住所変更や氏変更、電子証明書発行、失効及び更新手続き等の業務ができません。

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

門別地区相談所での開催

4月の相談日・・・

25日(火)

※毎月第4火曜日開催予定

○事前予約制

☎0146-42-8373

(ひだか弁護士相談センター)

○予約時間 平日の午前10時～午後4時

○相談時間 午後1時30分～午後4時

○相談場所

門別公民館 1階 ミーティングルーム
日高町門別本町210番地の1

新ひだか町での開催

4月の相談日・・・

3日(月)	5日(水)	10日(月)
12日(水)	17日(月)	19日(水)
24日(月)	26日(水)	

○事前予約制

☎0146-42-8373

(ひだか弁護士相談センター)

○予約時間 平日の午前10時～午後4時

○相談時間 午後1時～午後3時

○相談場所

ひだか弁護士相談センター
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

平取町での開催

4月の相談日・・・11日(火) 午後1時30分～午後3時

25日(火) 午前10時30分～正午

○事前予約制 ☎01457-2-2222 (平取町役場まちづくり課広報聴係)

○予約時間 平日の午前9時～午後5時

○相談場所 ふれあいセンターびらとり(平取町本町35番地1)

基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合は、お待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、開催内容を変更する場合があります。

🗺️ ひだか弁護士相談センター ☎ 0146-42-8373
役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182



マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

**マイナンバー
カードで便利**

2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり日高町への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。
🏠 https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/

